

## 主な監査等の種類

主な監査等の種類	内容 (根拠法令)
財務監査（定期監査）	<p>市の財務に関する事務の執行及び公営企業の経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第199条第1項及び第4項）</p>
行政監査	<p>監査委員が必要と認めるときに、市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第199条第2項）</p>
財政援助団体等監査	<p>監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があるときに、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者について、その財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査します。</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第199条第7項）</p>
決算審査	<p>毎会計年度終了後に市長から審査に付される決算その他関係諸表が法令に適合し、かつ正確であるか審査します。</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）</p>
例月出納検査	<p>毎月1回、会計管理者、公営企業管理者等から提出された資料について、現金の出納事務が正確に行われているか検査します。</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第235条の2第1項）</p>
基金運用審査	<p>基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査します。</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第241条第5項）</p>
健全化判断比率等審査	<p>健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査します。</p> <p style="text-align: right;">（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項）</p>
住民監査請求に基づく監査	<p>市長、又はその他の職員について違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査します。</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法第242条）</p>